

リーディング企業成長助成補助金 対象経費

| 事業区分 | 経費区分 | 補助対象経費内訳 | 補助率 補助限度額 |
|-------------|-------------------------|---|--------------------|
| 新技術・新商品開発事業 | 謝 金 | 委員、専門家等謝金 | 2/3以内 500万円 |
| | 旅 費 | 委員、専門家等旅費、職員旅費 | |
| | 直接人件費 | 研究開発に従事する職員の直接作業時間 | |
| | 研究開発費 | 研究開発に使用する原材料費、機械装置または工具器具の購入・製造・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費、産業財産権等の導入に要する経費、外注費、技術指導受入費、構築物の購入・建造・改良・据付け。借用・保守又は修繕に要する経費 | |
| | 事 務 費 | 会議費、会場借用料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費、当事業で発明した特許等の申請に要する経費、雑役務費 | |
| | 委 託 費 | 新技術・新商品開発事業の一部を委託する経費 | |
| | 設備導入費 | 研究開発に使用する設備の購入、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費 | |
| 販路開拓事業 | 特許使用料 | 新商品開発に使用する特許の使用に要する経費 | 2/3以内 500万円 |
| | 謝 金 | 委員謝金、専門家謝金 | |
| | 旅 費 | 委員旅費、専門家旅費、職員旅費 | |
| | 事 務 費 | 会議費、会場借用料、展示会等参加料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、会場整備費、保険料、ホームページ作成費 | |
| 生産性向上事業 | 委 託 費 | 販路開拓事業の一部を委託する経費 | 2/3以内 500万円 |
| | 謝 金 | 委員、専門家等謝金 | |
| | 旅 費 | 委員、専門家等旅費、職員旅費 | |
| | 事 務 費 | 会議費、会場使用料、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費、雑役務費 | |
| | 委 託 費 | 生産性向上事業の一部を委託する経費 | |
| | 設備導入費 | 生産性向上のために使用する設備の購入、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費 | |
| 特許使用料 | 生産性向上事業に使用する特許の使用に要する経費 | | |

※事業区分ごとに対象経費が異なりますのでご注意ください。

※補助対象外の経費はご参考までに次頁に記載しておりますので、ご確認ください。

<補助対象外経費>

以下の経費については、補助事業の経費としては対象外となりますので、ご注意ください。

- (1) 交付決定日より前に発注、購入等を実施したものに係る経費
- (2) 事業所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費や電話代等
- (3) 商品券等の金券購入に係る経費
- (4) 雑誌定期購読料、新聞代、団体等の会費
- (5) 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- (6) 不動産の購入、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用、駐車料金
- (7) 税務申告、決算書作成のために税理士、公認会計士等に支払う経費又は訴訟等のための弁護士費用
- (8) 振込手数料
- (9) 公租公課(消費税を含む)
- (10) 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- (11) 汎用性があり、補助対象事業以外に使用し得るもの(パソコン、プリンタなど)
- (12) 販売や営利活動(商品の販売を伴う展示会事業等)に係る経費
- (13) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費